出資比率が第２位の構成員は、次の①から⑥のいずれかの施工実績を有すること。

出資比率が第３位（４者の場合）及び最下位の構成員は、次の①から⑦のいずれかの施工実績を有すること。

また、代表者又は出資比率が第２位の構成員は、次の⑤の施工実績を有すること。

① 鉄道ラーメン高架橋新設工事
② 橋りょう新設工事又は高架橋新設工事
③ 鉄道ＰＣ上部工新設工事（張出し工法）
④ ＰＣ上部工新設工事
⑤ ケーソン工による橋りょう又は高架橋基礎の新設工事
⑥ ケーソン工による新設工事
⑦ 根掘を伴う土木構造物新設工事

当該施工実績が共同企業体の構成員としての実績である場合には、代表者は出資比率が構成員中最大（⑤の施工実績は出資比率が10％以上）、その他の構成員は出資比率が10％以上のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。

また、当該施工実績が当機構の発注した工事である場合には、工事成績評定点が65点以上のものに限る。

ただし、当機構の発注した工事のうち工事成績評定点の通知を受けていない工事又は一部しゅん功し引渡し済みの工事（当該工事の主たる目的物の引渡しに限る。）においても、要件を満たす場合は施工実績とすることができる。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた一時中止措置等に伴い完工していない工事も施工実績とすることができる。この場合は、工期延伸が確認できる資料（契約書の写し）及び一時中止措置状況が確認できる資料（一時中止通知書）を添付すること。

⑷ 当機構の施工実績がある場合は、当該工事種類における令和２年度及び令和３年度の当機構の工事成績が、２年連続で平均が60点未満でないこと。

⑸ 工事全般の施工計画が適正であること。

⑹ 全ての構成員は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。

また、代表者は、配置予定技術者のほかに専任補助者（当該配置予定技術者と同一の構成員の専任補助者に限る。なお、現場代理人及び専門技術者との兼務は認める。）を配置することができる。専任補助者数は配置予定技術者１名につき、それ以上とし、専任補助者は次に掲げるア、イ、エの基準を満たす者とする。

また、専任期間については、配置予定技術者と同等とする。

なお、専任補助者を配置する場合にあたっては、その配置方について、配置予定技術者と同様に「監理技術者制度運用マニュアル（平成16年３月１日国土交通省総合政策局建設業課）」によるものとする。

ア １級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ 構成員は、平成19年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）した以下に掲げる工事の施工経験を有する者を配置すること。

なお、当該施工経験を１名の配置予定技術者で満たすことができない場合は、複数名の組合せとすることができる。代表者が配置予定技術者を複数名配置する場合は、⑶③の施工経験を有する者は、ＰＣ桁（張出し架設、押出し架設及び固定式支保工架設）の施工期間中のみの専任配置とすることができる。

また、当該施工経験を１件名で満たすことができない場合は、複数件名の組合せとすることができる。

代表者は、⑶①及び③の施工経験を有する者を配置すること。

出資比率が第２位の構成員は、⑶①から⑥のいずれかの施工経験を有する者を配置すること。

出資比率が第３位（４者の場合）の構成員は、⑶①から⑦のいずれかの施工経験を有する者を配置すること。

出資比率が最下位の構成員の配置予定技術者は、施工経験を必ずしも必要としない。

当該施工経験が共同企業体の構成員としての経験である場合には、出資比率が10％以上のものに限る（乙型にあっては、分担工事の経験に限るものとし、出資比率は問わない。）。

また、当該施工経験が当機構の発注した工事である場合には、工事成績評定点が65点以上のものに限る。

ただし、当機構の発注した工事のうち工事成績評定点の通知を受けていない工事又は一部しゅん功し引渡し済みの工事（当該工事の主たる目的物の引渡しに限る。）においても、要件を満たす場合は施工経験とすることができる。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた一時中止措置等に伴い完工していない工事も施工経験とすることができる。この場合は、工期延伸が確認できる資料（契約書の写し）及び一時中止措置状況が確認できる資料（一時中止通知書）を添付すること。

ウ 代表者が専任補助者を配置する場合は、上記イの施工経験に代えて下記の代要件の施工経験を有する配置予定技術者を配置できる。

なお、代要件を１名で満たすことができない場合は、複数名の組合せとすることができる。

配置予定技術者の経験
要　件① 鉄道ラーメン高架橋新設工事
代要件② 橋りょう新設工事又は高架橋新設工事
要　件③ 鉄道ＰＣ上部工新設工事（張出し工法）
代要件④ ＰＣ上部工新設工事

エ 監理技術者（監理技術者の専任補助者を含む。）にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺ 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構理事長から「北海道地区」において独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻ １⑵に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本関係若しくは人的関係のある建設業者でないこと。

⑼ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑽ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、当機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑾ 「工事全般の具体的な施工計画及び工事目的物の性能又は機能の向上に関する技術提案（以下「技術提案」という。）に係わる具体的な施工計画」が適正であること。

「技術提案に係わる具体的な施工計画」の提出にあたって、入札説明書の別冊図面及び別冊示方書に参考として示された図面及び示方書等（以下「標準案」という。）と異なる施工方法（技術提案）で施工する場合の具体的な施工内容を示した施工計画書を提出すること。「技術提案に係わる具体的な施工計画」が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思がある場合には、標準案による施工計画を併せて提出すること。

また、標準案に基づいて施工しようとする場合には標準案による施工計画を提出すること。

３ 総合評価に関する事項

⑴ 入札の評価に関する基準　本工事の総合評価に関する評価項目は次のとおりとする。

ア 品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性を評価する。

イ 工事全般の具体的な施工計画に関する技術提案について評価する。

・ 工程確保や安全対策に配慮した施工計画（環境保全に係る提案を除く。）

ウ 工事目的物の性能又は機能の向上に関する具体的な施工計画について評価する。

・ 鉄道構造物に関するＲＣ構造物（上部工（ＰＣ桁を除く。）、柱又は橋脚）の施工管理又は品質管理に係る施工計画
・ 鉄道構造物に関する基礎構造物（場所打ち杭、フーチング又は地中梁）及びＰＣ構造物の施工管理又は品質管理に係る技術提案及び具体的な施工計画（ケーソンに係る提案及びＲＣ構造物の施工管理又は品質管理に係る提案を除く。）

エ ワーク・ライフ・バランス関連認定制度における取得状況、「労務費見積り尊重宣言」の取組状況又はカーボンニュートラルに資する認証制度における取得・参加等の状況について評価する。